

令和 8 年 9 月 7 日開会

令和 8 年 9 月 日閉会

令和 8 年第 5 回八百津町議会（定例会）議案

八 百 津 町 議 会

令和8年第5回八百津町議会定例会議事日程表

令和8年9月7日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第62号	専決処分した事件の承認について（令和8年度八百津町一般会計補正予算（第4号））	1
日程第5	議案第63号	八百津町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	3
日程第6	議案第64号	令和7年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について	7
日程第7	議案第65号	令和7年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	8
日程第8	議案第66号	令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9
日程第9	議案第67号	令和7年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	10
日程第10	議案第68号	令和7年度八百津町水道事業会計決算認定について	11
日程第11	議案第69号	令和7年度八百津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	12
日程第12	議案第70号	令和8年度八百津町一般会計補正予算（第5号）	別冊
日程第13	議案第71号	令和8年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
日程第14	議案第72号	令和8年度八百津町介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
日程第15	議案第73号	令和8年度八百津町水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
日程第16	議案第74号	財産の処分について	13
日程第17	議案第75号	八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	14
日程第18	議案第76号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	16
日程第19	議案第77号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	17
日程第20	議案第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	18
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	19
日程第22	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	20

議案第62号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年9月7日提出

八百津町長 金子政則

専第11号

令和8年度八百津町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

役場北庁舎、本庁舎及び蘇水園の施設・設備について、緊急を要する改修工事が必要となったため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年7月28日

八百津町長 金子政則

1 令和8年度八百津町一般会計補正予算（第4号）

別冊

議案第 63 号

八百津町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和8年八百津町条例第 号

八百津町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

八百津町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成4年八百津町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第260条の2第1項の規定に基づく町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。 （登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次の各号に掲げる者が選任されているときには当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1）（略） （2） <u>法</u> 第260条の9の規定による仮代表者 （3） <u>法</u> 第260条の10の規定による代表者の特別代理人 （4） <u>法</u> 第260条の24及び第260条の25の規定による清算人（登録） 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。<u>以下「省令」という。</u>）第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号_____）第260条の2第1項の規定に基づく町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し、必要な事項を定めるものとする。 （登録資格） 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次の各号に掲げる者が選任されているときには当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 （1）（略） （2） <u>地方自治法</u>第260条の9の規定による仮代表者 （3） <u>地方自治法</u>第260条の10の規定による代表者の特別代理人 （4） <u>地方自治法</u>第260条の24及び第260条の25の規定による清算人（登録） 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号_____）第21条第2項_____の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑

に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

(登録事項の修正)

第10条 町長は、法 第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に係る変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第11条 町長は、次の各号に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとし、第3号及び第4号に係る登録の抹消については、当該認可地縁団体印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

(1) (略)

(2) 法 第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合

(3)・(4) (略)

2 (略)

(代理人による申請)

第12条 省令 第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」と

に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

(登録事項の修正)

第10条 町長は、地方自治法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に係る変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第11条 町長は、次の各号に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとし、第3号及び第4号に係る登録の抹消については、当該認可地縁団体印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

(1) (略)

(2) 地方自治法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合

(3)・(4) (略)

2 (略)

(代理人による申請)

第12条 地方自治法施行規則第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条中「代表者等」と

あるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

あるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(提案説明)

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正に伴い、引用する法令条項のずれを改正するとともに、所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第64号

令和7年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度八百津町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月7日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和7年度八百津町一般会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第 6 5 号

令和 7 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八百津町長 金 子 政 則

- 1 令和 7 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書

別冊

議案第66号

令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月7日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書

別冊

議案第 6 7 号

令和 7 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八百津町長 金 子 政 則

- 1 令和 7 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第68号

令和7年度八百津町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和7年度八百津町水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月7日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和7年度八百津町水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第 6 9 号

令和 7 年度八百津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度八百津町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度八百津町下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八百津町長 金 子 政 則

- 1 令和 7 年度八百津町下水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第 74 号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八百津町長 金子 政 則

- | | |
|-------------|--|
| 1 財産の所在地 | 八百津町八百津字口無隠玄田 2 5 1 9 番 1 外 5 筆(山林)
面積 18, 873.63㎡ |
| 2 財産の種類及び数量 | 立木(スギ、ヒノキ、広葉樹等) 3, 254本 |
| 3 処分の目的 | 当該町有林を新丸山ダム建設事業に伴う建設発生土受入用地として活用させるため処分するもの |
| 4 処分の方法 | 土地賃貸借契約に伴う物件移転 |
| 5 処分に伴う補償費 | 7, 833, 730円 |
| 6 契約の相手方 | 八百津町八百津 3 3 5 1 番地
分任支出負担行為担当官
国土交通省中部地方整備局
新丸山ダム工事事務所長 浅井 慎一 |

(提案説明)

八百津町八百津字口無隠玄田 2 5 1 9 番 1 外 5 筆に存する立木を処分することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号及び八百津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年八百津町条例第 2 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

議案第 7 5 号

八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八百津町長 金 子 政 則

（提案説明）

八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和 7 年 3 月策定）について、潮南辺地の計画を変更するため、この案を提出する。

総合整備計画書

(第1次変更)

岐阜県八百津町潮南辺地
(辺地の人口401人 面積27.0km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 潮見、南戸
(2) 地域を中心の位置 八百津町潮見字南道渡237番地8
(3) 辺地度点数 170点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、八百津町東部の海拔600m前後の連峰に位置する。集落は、峯から山腹にかけて散在しており、地形的な辺地性が著しい。そのため、集落間や町を中心となる八百津へ繋がる道路整備は辺地性の解消に必要不可欠であり、下記事業を計画する。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	岐阜県	(35,895)	18,000	17,895	17,000
道路	八百津町	(7,499)		7,499	7,400
合 計		(43,394)	18,000	25,394	24,400

(注) ()は複数の辺地または辺地以外との関連事業の全体事業費

当初計画策定 令和 7年 3月21日

第1次変更計画策定 令和 8年 9月 日

議案第76号

教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

八百津町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月7日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名 社本 勝義

議案第 77 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

八百津町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八百津町長 金子 政 則

住 所

氏 名 川合 金吾

議案第 78 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

八百津町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名 田口 博

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年9月7日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名 佐藤 あつ子

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年9月7日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名 石井 あけみ

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年9月7日提出

八百津町長 金子政則

住 所

氏 名 河田 久里子